

納税管理人制度の意義と近年の制度改革について

はじめに

国際的な人材の移動が進む現代において、租税実務の分野でも越境的な対応が求められる場面が増えてきています。

その一例として挙げられるのが「納税管理人」制度です。これは、納税義務者が日本国内に住所や居所（法人の場合は本店又は主たる事務所）を有しない場合に、納税申告や納付などの税務手続を円滑に行うために設けられた制度です。近年納税管理人として依頼されるケースも増えつつあると感じており、改めて確認してみました。

納税管理人の役割と業務

例えば、日本企業に勤務している個人が1年以上の予定で海外支店に赴任する場合や、海外から日本に赴任していた外国人が帰国する場合や、日本国内に引き続き課税対象となる所得がある場合ですと確定申告等の手続きが必要になります。

その際、本人が日本にいないことで手続きに支障を来さないよう、納税管理人を選任し、税務当局との連絡や手続きを代行してもらう必要があるのです。

納税管理人の主な業務は、国税に関する書類の作成と提出、税務署からの通知書類の受領とその転送、納税者からの書類の取次、更には税金の納付や還付金の受領など、多岐にわたります。これらの業務を通じて、納税管理人は納税者の代理人として、納税義務の履行を支援する役割を果たします。

また地方税においても同様に、納税義務者が都道府県又は市町村内に住所や事務所を有しない場合は、地方税法に基づいて納税管理人を選任し、その承認を受ける必要があります。国税と地方税の両方において、納税管理人の存在が税務行政の

安定的な運営に資する制度となっています。

税制改正

令和3年度の税制改正では、この納税管理人制度に関する重要な見直しが行われました。従来は、納税者が納税管理人を届け出ずに出国してしまうことがあり、税務当局との連絡が取れなくなる事例が発生していました。

このような課題を受けて、改正では次の3点が導入されました。第一に、納税者に対して納税管理人の届出義務が明文化されたこと、第二に、税務当局が国内の便宜的関係者に納税管理人の選任を求めることが可能となったこと、そして第三に、税務当局が「特定納税管理人」として一定の者を指定できる制度が新たに設けられたことです。

これにより、納税管理人が不在となるリスクが低減し、課税権の確保が図られるようになりました。

まとめ

納税管理人には税理士などの有資格者でなければならないという制限はなく、日本国内に住所を有する成年者であれば、誰でも就任することができます。ただし、税務に関する一定の知識や事務処理能力が求められるため、今後我々税理士が納税管理人としてその役割を担うケースが増えるかもしれません。このように、納税管理人制度は、グローバルな経済活動が常態化する中で、納税者の義務履行と税務当局による適正な課税執行の両立を実現する重要な制度です。制度の趣旨を正しく理解し、適切に対応することが、円滑な納税環境の構築に繋がるといえるでしょう。

(国際特別委員会委員長 白田 祐一)